

兵庫県公報

平成20年3月5日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (まちづくり課)	1
公 告	
大規模集客施設影響調査指針(まちづくり課)	1
企業庁管理規程	
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	4
病院局管理規程	
病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	5
人事委員会規則	
職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	5

公布された法令のあらまし

- 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第5号)
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第1号)
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

規 則

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第5号

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則(平成17年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模集客施設影響調査指針

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)第3条第1項の規定に基づく大規模集客施設影響調査指針を次のように改正し、平成20年7月1日以後に行う同条例第3条第1項の大規模集客施設基本計画書の提出について適用することとしたので、次のとおり公表する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

事業者は、以下の事項について、大規模集客施設の立地に伴い周辺地域に及ぼす影響に関する調査を実施し、その結果を踏まえて、大規模集客施設の新築等の基本計画書を作成するものとする。

1 大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する調査

当該大規模集客施設が立地する場所における、県及び市町のまちづくりに関する計画の有無及びその内容について調査し、当該大規模集客施設がその計画に整合するよう配慮して新築等の建築計画を提案すること。

なお、調査の対象とする県及び市町のまちづくりに関する計画は、地域の発展と秩序ある整備を図るための土地利用に関する内容が含まれる計画で、別表に掲げるものとする。

2 駐車場に関する調査

(1) 必要駐車台数の算定

当該大規模集客施設に必要となる駐車台数を以下により算定すること。

大規模小売店舗である場合

当該大規模集客施設が大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗である場合にあっては、法第4条第1項に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「法指針」という。）の必要駐車台数計算式及び考え方（法指針二 - 1 - (1) - 「駐車場の必要台数の確保」をいう。以下同じ。）に基づいて必要駐車台数を算定すること。

なお、特別な事情により、法指針の必要駐車台数計算式の各原単位等の値、又は、法指針の必要駐車台数計算式によらずに他の方法で算定した場合は、その事情及び根拠となる資料を示すこと。

大規模小売店舗に該当しない場合

当該大規模集客施設が法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない場合にあっては、法指針の必要駐車台数計算式及び考え方に準じて必要駐車台数を算定すること。なお、施設の用途に応じて必要駐車台数計算式の各原単位等の値を設定するとともに、その設定の根拠となる資料を示すこと。

ただし、法指針の必要駐車台数計算式による算定が適当でない場合は、施設利用者数、施設稼働率等から推察することにより、必要駐車台数を算定すること。また、その算定の根拠となる資料を示すこと。

(2) 特約駐車場を利用する場合の調査

当該大規模集客施設に附属する駐車場以外に、周辺の駐車場を特約駐車場（大規模集客施設の利用者の駐車料金を大規模集客施設の設置者等が一部負担する方式による駐車場をいう。以下同じ。）として利用する場合は、特約駐車場の現在の利用状況（休日及び平日における当該大規模集客施設の開店時間から閉店時間までの間の各時間帯における空駐車区画数など）を調査し、当該大規模集客施設に附属する駐車場と特約駐車場の利用により、(1)で算定した必要駐車台数を確保できることを証明する資料を示すこと。

3 道路交通への影響に関する調査

(1) 現況交通量の調査

当該大規模集客施設の周辺交差点の現在の交通量の調査を以下により実施し、ピーク時交通量、交差点飽和度及び車線別混雑度を算定すること。

調査実施時間

交通量調査は平日及び休日の両日において、原則として当該大規模集客施設の開店時間の前2時間及び閉店時間の後2時間を加えた時間帯において実施すること。

調査対象交差点

調査対象とする交差点は、来店車両の来退店経路ごとの最寄交差点を基本とするが、当該大規模集客施設の開店に伴う交通量の増加による影響が広範囲にわたることが予想される場合は、影響範囲にある交差点についても調査対象に含めること。（影響範囲にある交差点の目安としては、開店後のピーク時の交差点飽和度0.8以上又は車線別混雑度1.0以上となる交差点とする。）

また、当該大規模集客施設の立地場所が隣接市町との境界に近接している場合（当該大規模集客施設の敷地境界から概ね1キロメートルの範囲内に県内他市町の区域が含まれる場合）は、隣接市町にある交差点を調査対象に含めること。

【 ピーク時交通量 】

ピーク時交通量とは、交差点ごとの交差点交通量合計が最大となる時間帯の交通量とする。

【 車線別混雑度 】

車線別の交通量と交通容量の比率

(2) 開店後の交通流動の予測

当該大規模集客施設の周辺交差点の開店後におけるピーク時交通量、交差点飽和度及び車線別混雑度を予測すること。

開店後のピーク時交通量

開店後のピーク時交通量は、原則として、(1)で調査した交差点ごとの現況のピーク時交通量に、大規模集客施設の新築等により新たに発生する交差点ごとのピーク時来退店台数を加えることにより算定すること。

ピーク時来退店台数

新たに発生する交差点ごとのピーク時来退店台数は、原則として、次の手順により算定すること。

ア 来店者の分布範囲の設定

当該大規模集客施設の種類、規模、近隣の類似施設の立地状況等を考慮して、来店者の分布範囲を設定する。

イ 来退店経路の設定及び分布範囲の分割

来店者の分布範囲内の幹線道路により、当該施設の来退店経路を設定し、来店者の分布範囲を方面別に分割する。

ウ 方面別ピーク時来退店台数の算定

分割したゾーンの世帯数構成比によってピーク時来退店台数を按分し、方面別ピーク時来退店台数を算定する。

なお、ピーク時来退店台数は、2 - (1)の必要駐車台数を算定する際に設定した「大規模集客施設へのピーク1時間あたりの自動車来台数」と同数とすること。

エ 交差点ごとのピーク時来退店台数の算定

方面別ピーク時来退店台数を基にして、対象交差点に流入する来退店台数を計算する。

信号機のない交差点の場合

信号機のない交差点（一時停止制御交差点）を予測対象とする場合は、「非優先交通の交通容量」を算定する。

その他配慮すべき事項

ア 当該大規模集客施設の周辺に、新築等の時期が同時期となる他の大規模集客施設の立地計画がある場合は、それらの発生集中交通量も考慮して交通量予測を行うこと。

イ 将来において周辺道路の整備計画がある場合にあっては、開店時における道路整備状況を基本にして交通量予測を行うこと。

ウ から の方法以外によって開店後の交通流動をよりの確に予測できる場合は、他の方法によることができる。

(3) 駐車場出入口の入出庫台数の予測

当該大規模集客施設の新設等により新たに発生する交通量の来退店経路ごとの交通量予測をすることにより、駐車場の各出入口のピーク時入出庫台数を算定すること。

(4) 交通の円滑性の評価及び対策

(2)による開店後の交通流動の予測及び(3)による駐車場出入口の入出庫台数の予測の結果に基づき、大規模集客施設の新設後における周辺交差点及び駐車場出入口における円滑な交通処理について、以下の事項についての対策の必要性の評価及びその対策について提案すること。

ア 交差点改良（右折、左折付加車線の設置等）

イ 信号現示の変更又は信号機の新設

ウ 駐車場入口の駐車待ちスペースの設置

(5) その他道路交通に関する評価及び対策

歩行者の安全の確保や利便の確保、一般車両や路線バスへの影響等に関する以下の事項について調査し、対策の必要性の評価及びその対策について提案すること。

ア 来退店経路、駐車場出入口周辺における歩行者の安全の確保に関すること

イ 当該大規模集客施設の周辺における歩行者の利便の確保に関すること

ウ 通学路との関係における児童、生徒の安全の確保に関すること

エ 駐車場出入口周辺における一般車両への影響に関すること

オ 駐車場出入口と路線バス停車場、路線バス優先レーンとの位置関係における路線バスへの影響に関すること

カ 公共駐車場その他の周辺大規模駐車場の入出庫への影響に関すること

(6) 交通シミュレーションシステムによる影響予測・評価

特に規模の大きい大規模集客施設の新築等において、当該大規模集客施設の新築等が広範囲にわたって

道路交通への影響を及ぼす恐れがあるものとして知事が認める場合にあつては、交通シミュレーションシステムを活用することにより、道路交通への影響に関する予測、評価及びその対策について提案すること。

(1)(2)の交差点飽和度、車線別混雑度及び非優先交通の交通容量の算定に当たっては、社団法人交通工学研究会編集・発行「改定 平面交差の計画と設計」の算定方法等を参考にすること。

4 道路以外の公共施設への影響に関する調査

当該大規模集客施設の敷地境界から概ね500メートル以内に存する公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設を対象に、当該大規模集客施設の新築等に伴いそれら公共施設の機能への新たな負担や利便性を阻害する要因の有無及びその内容について調査し、その対策について提案すること。

5 景観形成に関する調査

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する状況及び統一した色彩や外観形成による街並みづくり、緑化事業などの景観形成に対する取組状況を調査し、当該大規模集客施設が周辺の景観に調和するために配慮して新築等の建築計画に反映する内容について提案すること。

また、当該大規模集客施設または当該大規模集客施設が立地する地域に適用される景観形成に関する法令、協定、公的計画等（景観法に基づく景観計画や景観地区、都市計画法に基づく風致地区や地区計画、景観の形成等に関する条例（兵庫県条例）、市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定など）の有無及びその内容について調査すること。

別表（第1項関係）

区分	調査の対象とする計画	左欄の計画の対象区域
県のまちづくりに関する計画	都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域
	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年条例第16号）第8条の地域環境形成基本方針	区域区分の定めのある都市計画区域以外の区域
	「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（広域土地利用プログラム）（平成18年9月25日兵庫県決定）	阪神間都市計画区域、東播都市計画区域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の区域に限る。）及び中播都市計画区域（姫路市の区域に限る。）
市町のまちづくりに関する計画	都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針	都市計画区域のある市町の区域
	条例、要綱等により定めた集客施設の立地に係る土地利用の計画（ ）	計画を定めている市町の区域

例 尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年尼崎市規則第61号）第3条の10第1号の尼崎市商業立地ガイドライン

西宮市良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱第3条の商業立地ガイドライン（平成16年11月1日西宮市施行）

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

- 12 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第6条の3第1項第1号の規定の適用については、同号中「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、）」とあるのは、「100分の74.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。））にあつては100分の72.5、特定幹部職員にあつては」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
2 改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）附則第12項の規定は、平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 3 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

兵庫県病院局管理規程第1号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

- 16 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第42条第1項第1号の規定の適用については、同号中「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、）」とあるのは、「100分の74.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。））にあつては100分の72.5、特定幹部職員にあつては」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
2 改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）附則第16項の規定は、平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 3 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、改正前の病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県人事委員会

委員長 下 野 昌 宏

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(勤勉手当の特例)

- 16 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第37条第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第22項第1号	100分の71超100分の145以下(条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。))にあつては、	100分の73超100分の149以下(管理職手当を受ける職員(条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。))を除く。))にあつては100分の71超100分の145以下、特定幹部職員にあつては
第37条第22項第2号	100分の71(特定幹部職員にあつては、	100分の73(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の71、特定幹部職員にあつては
第37条第22項第3号	100分の71未満(特定幹部職員にあつては、	100分の73未満(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の71未満、特定幹部職員にあつては

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

- 第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(勤勉手当の特例)

- 15 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る第43条第22項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第22項第1号	100分の71超100分の145以下(条例第28条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。))にあつては、	100分の73超100分の149以下(管理職手当を受ける職員(条例第28条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。))を除く。))にあつては100分の71超100分の145以下、特定幹部職員にあつては
第43条第22項第2号	100分の71(特定幹部職員にあつては、	100分の73(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の71、特定幹部職員にあつては
第43条第22項第3号	100分の71未満(特定幹部職員にあつては、	100分の73未満(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の71未満、特定幹部職員にあつては

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則附則第16項及び第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則附則第15項の規定は、平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当から適用する。